

令和5年5月2日

保護者等 様

県立西脇高等学校
校長 村井 和幸

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対応について

新緑の候、皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日（月）から5類感染症に移行することによる学校での対応について、文部科学省より通知されました。

つきましては、学校での対応を下記のとおりとさせていただきますので、変更点等ご確認いただき、引き続きご家庭でのご指導とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 学校における出席停止措置の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨させていただきます。

2 医療機関の証明書等の取得不要について

これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。また、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。

3 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた生徒に対しても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われません。よって、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない生徒については、直ちに出席停止の対象とはしません。

4 その他の対応

(1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにお願いします。

ただし、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限するものではありませんので、学校へ連絡いただき、ご相談ください。

(2) 気候上可能な限り常時換気を行います。

(3) 感染流行時等には、一時的にマスクを教職員が着用する又は生徒に着用を促すことも考えられます。また、「感染リスクが比較的高い学習活動」等に当たって、活動場面に応じて、対策を講じることが考えられます。